

## 居宅サービスと実質的な「施設」との関係等について

## 1 有料老人ホームの定義と届出について

(1) 平成18年4月の老人福祉法の一部改正により、有料老人ホームについては、次のように対象が拡大されました。

- ・ 人数要件～なし ※従来は10人以上
- ・ サービス要件～次のいずれかを行っていること ※従来は食事の提供のみ

① 食事の提供 ② 介護の提供 ③ 洗濯、掃除等の家事 ④ 健康管理

〔ただし、老人福祉施設（特別養護老人ホームなど）、認知症高齢者グループホーム、サービス提供を行う高齢者専用賃貸住宅のうち一定の基準を満たすものは除きます。〕

これにより、老人福祉法第29条第1項に基づき、知事へ有料老人ホームの設置について届出をする必要があります。

(2) 県では、いわゆる「高齢者住宅」等と称する高齢者向けの居住施設について、市町村等を通じて情報提供を求めるとともに、有料老人ホームに該当する施設については届出を指導しているところです。

## 2 居宅サービスの提供の要件について

(1) 介護保険法においては、「訪問介護」を始めとする居宅サービスは、「居宅」と「軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室」において行われることとされ、これらにおいて指定居宅サービスを受けた費用について保険給付が行われることとなります。

(2) ここで省令で定める施設を居宅に含めている趣旨は、いわゆる施設に相当する場所に所在する要介護者等についても、居宅に準ずるものとして一定の水準にある施設に居住する場合には、通常の居宅と同様に保険給付の対象とすることを目的とするものです。

(3) 即ち、「居宅」の範囲については、特段の数値基準等による定義を置いていないものの、法文上、当然に社会通念上の居宅を指すものであり、実質的に「施設」に該当するものについては、居宅に含まれる施設として省令で定められた養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを除き、「居宅」に含まれないこととなります。

(4) このようなことから、平成14年3月19日付け厚生労働省老健局介護保険課及び振興課事務連絡「居宅サービスと実質的な「施設」との関係について」により、「ケア付き住宅等と設置者が称するものであっても、「施設」としての実態を有していると認められる場合には、厚生労働省令で規定する施設に含まれないものである以上、介護保険でいう居宅サービスには当たらず、居宅介護サービス費の支払対象外となる。」との見解を示しています。

## 3 有料老人ホーム類似施設の把握と適正な居宅サービスの実施

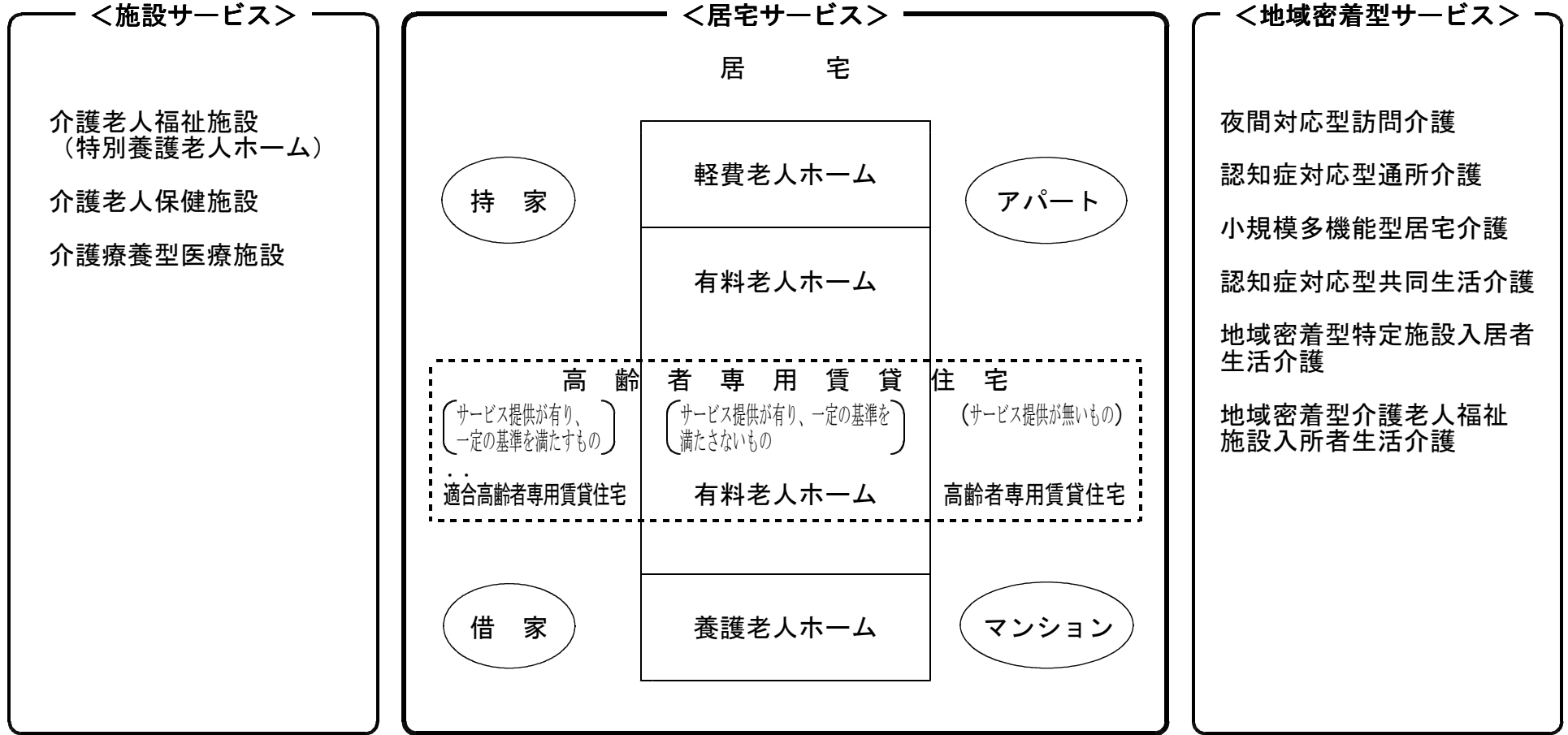
県では、今後とも有料老人ホーム類似施設について届出を指導するとともに、居宅サービスの提供の要件を満たさない事例については、監査を実施するなどの対応をとることとしています。

保険者である各市町村においても、高齢者住宅に関する情報を入手した場合は、その実態等を確認するとともに法制度について十分に説明し、適切な指導をされるようお願いしたい。

各事業者においても、高齢者住宅等に関する情報がありましたら、県あるいは市町村へ情報提供をしていただきたい。

なお、訪問介護において1人のヘルパーが一定の時間帯に複数の対象者に同時にサービスを提供する「施設的なサービス」は、介護保険法第77条第1項第5号の不正請求に該当し、指定取消しの対象となるので十分に留意していただきたい。

## 「居宅サービス」対象施設について



### <居宅サービス対象外>

実質的に「施設」であって軽費老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホームのいずれでもないもの

## 【 関 係 法 令 】

### 介護保険法関連

#### ●介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

（定義）

第8条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であって、居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（第11項及び第19項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

11 この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、第19項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

#### ●介護保険法施行規則（平成11年3月3日厚生省令第36号）

（法第8条第2項の厚生労働省令で定める施設）

第4条 法第8条第2項の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）とする。

（法第8条第11項の厚生労働省令で定める施設）

第15条 法第8条第11項の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 養護老人ホーム
- 二 軽費老人ホーム
- 三 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条の規定により登録されている賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出られているもの（以下「適合高齢者専用賃貸住宅」という。）

#### ●介護保険法施行規則第15条第3項及び老人福祉法施行規則第20条の4の厚生労働大臣が定める基準

（平成18年3月31日厚生労働省告示第264号）

- 1 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅であること。
- 2 各戸が床面積（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。）25平方メートル（居間、食堂、台所、その他の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあつては、18平方メートル）以上であること。
- 3 原則として、各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。ただし、共用部分の共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとする。
- 4 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第58条第7号の必要な保全措置が講じられているものであること。
- 5 入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事又は健康管理を行う賃貸住宅であること。

## 老人福祉法関連

### ●老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）

（養護老人ホーム）

第20条の4 養護老人ホームは、第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

（軽費老人ホーム）

第20条の6 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（第20条の2の2から前条までに定める施設を除く。）とする。

（届出等）

第29条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一～七（略）

### ●老人福祉法施行規則（昭和38年7月11日厚生省令第28号）

（法第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第20条の4 法第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条の規定により、登録されている賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとする。

## 高齢者の居住の安定確保に関する法律関連

### ●高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）

（高齢者円滑入居賃貸住宅の登録）

第4条 高齢者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅（以下「高齢者円滑入居賃貸住宅」という。）の賃貸人（賃貸人となろうとする者を含む。以下この節において同じ。）は、当該賃貸住宅を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

（登録の申請）

第5条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～六（略）

七 その他国土交通省令で定める事項

### ●高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年8月3日国土交通省令第115号）

（法第5条第7号の国土交通省令で定める事項）

第3条 法第5条第7号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五（略）

六 賃貸住宅の全部又は一部が、専ら自ら居住するため住宅を必要とする高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。）をその借借人とするもの（以下この号において「高齢者専用賃貸住宅」という。）である場合にあっては、その旨及び次に掲げる事項

イ～ホ（略）

各都道府県介護保険担当課 御中

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

- 居宅サービスと実質的な「施設」との関係について

(合計 本紙含め6枚)

vol. 123

平成14年3月19日

厚生労働省老健局介護保険課

\* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう  
よろしく願いたします。

事務連絡

平成14年3月19日

各都道府県介護保険担当課 御中

厚生労働省老健局介護保険課

振興課

居宅サービスと実質的な「施設」との関係について

高齢者住宅等と称しながらも、雑居部屋や極めて狭隘な個室に要介護者を収容した上で、訪問介護等のサービスを提供しようとする事例について、幾つかの地方公共団体より照会がありましたので、考え方をまとめました。

ご参考までに送付いたしますので、市町村、事業者等への周知を図るとともに、今後の事業者指導に際しても適切に対処いただくようお願いいたします。

(問) ケア付き住宅、宅老所等と称しながらも、一室に多数の高齢者を収容し、或いは極めて狭隘な個室に高齢者を収容した上で、同一施設内や近隣に設置した指定訪問介護事業所等から居宅サービスを提供している事例があるが、このようなサービスの形態も介護保険の対象として認められるものなのか。

(答)

1 介護保険法においては、「訪問介護」を始めとする居宅サービスは、「居宅」と「軽費老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室」において行われることとされ、これらにおいて指定居宅サービスを受けた費用について保険給付が行われることとなる。

※ 「厚生労働省令で定める施設」は、軽費老人ホーム及び有料老人ホームとする。(介護保険法施行規則第4条)

2 ここで省令で定める施設を居宅に含めている趣旨は、いわゆる施設に相当する場所に所在する要介護者等についても、居宅に準ずるものとして一定の水準にある施設に居住する場合には、通常の居宅と同様に保険給付の対象とすることを目的とするものである。

3 即ち、「居宅」の範囲については、特段の数値基準等による定義を置いていないものの、法文上、当然に社会通念上の居宅を指すものであり、実質的に「施設」に該当するものについては、居宅に含まれる施設として省令で定められた軽費老人ホームと有料老人ホームを除き、「居宅」に含まれないこととなる。

(参考) 別紙1～3

4 従って、いわゆるケア付き住宅等と設置者が称するものであっても、

- ・ どのような生活空間か
- ・ どのような者を対象としているか
- ・ どのようにサービスが提供されているか

などといった観点も踏まえつつ総合的に判断して、「施設」としての実態を有していると認められる場合には、上述の省令で規定する施設に含まれないものである以上、介護保険でいう居宅サービスには当たらず、居宅介護サービス費の支払対象外となる。